

一般財団法人長野県剣道連盟
剣道における相談通報窓口設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人長野県剣道連盟（以下「本連盟」という）定款・倫理に関するガイドライン及び倫理規定に基づき、剣道（居合道及び杖道を含む。以下同じ）における暴力行為等に関する相談に対応するため、剣道における相談通報窓口（以下「相談通報窓口」という。）に関することを定めるものとする。

(体 制)

第2条 本連盟は、相談通報窓口を本連盟倫理委員会の下に置き、その事務は本会事務局が所掌する。

(対象者・対象行為)

第3条 相談通報窓口では、本連盟倫理規定第2条に定める者（以下「対象者」という。）による同倫理規定第4条に定める遵守事項のうち剣道に関する違反行為（以下「対象行為」という。）を対象とする。

なお、相談通報窓口では、原則として最終行為時から5年を経過した事案は取り扱わないものとする。

(相談通報窓口を利用できる者の範囲)

第4条 相談通報窓口を利用できる者は、対象者の対象行為による被害者並びにその保護者及び関係者等とする。

(利用方法)

第5条 相談通報窓口の利用方法は、「封書」・「Web（相談フォーム）」・「メール」等とする。

(相談通報窓口業務)

第6条 相談通報窓口では、相談者の秘密保持に配慮の上、相談者の氏名、連絡先及び相談内容の概要を把握する。

2. 相談通報窓口では、相談内容に係る事実について、対象者の氏名及び行為の概要について聴取するとともに、必要な資料を収集するよう努める。
3. 相談通報者の氏名、連絡先が確認できないこと等によって、前2項に規定する業務の遂行に著しい障害を来たす場合においては、本連盟は、当該相談に対応することを要しないものとする。

4. 相談通報窓口は、相談者から相談を受けた場合は、本連盟担当部署、関係団体等と連携し、速やかに必要な対応に当たるものとする。

(情報の保護)

第7条 本連盟及び本規程に定める業務に携わる者は、本連盟個人情報保護指針を遵守するとともに、相談通報窓口に寄せられた相談に係る事実（相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。

2. 本連盟は、第1項の定めに違反して、秘密を漏洩したものがいた場合は、本連盟所定の規程等に従って相当な処分を課す。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 本連盟は、相談通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

(周知)

第9条 本連盟は、相談通報窓口の利用方法について、本連盟ホームページ等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(結果の開示)

第10条 本連盟は、相談者が被害者又はその保護者である場合にその請求に基づき、結果のみを開示する。

2. 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、本連盟倫理委員会の議を経たうえで、本会理事会の決議により行う。

附則1. この規程は、令和5年7月21日から施行する。